令和５年４月１日

糸魚川市 UI ターン促進家賃補助金

ＵＩターン者（若者・子育て世帯）に家賃の一部を補助します！

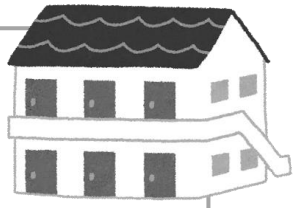

最大 家賃の１／２ **2.0** 万円／月を **2** 年間

子育て世帯の場合 最大 家賃の 2/3 **3.0** 万円／月を **2** 年間

居住誘導区域内

最大 **2.5** 万円／月を **2** 年間

最大 **3.5** 万円／月を **2** 年間

※家賃･･･賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。）の月額から事業所等より支給される住宅手当等を除いた額。

※居住誘導区域･･･人口密度の維持による生活サービスやコミュニティの維持のために、糸魚川市立地適正化計画で定められた区域。詳しくはお問い合わせください。

補助対象者の要件

次の全てに該当するUI ターン者（※1）

- □ 申請日において賃貸住宅(※2)の賃貸借契約を締結した賃借人で、現に当該住宅に居住している方
- □ 初回の申請年度の４月１日において、年齢が 18 歳以上 40 歳未満の方
  （子育て世帯（※3）の場合は、子の父母のいずれか一方の年齢が 40 歳未満の方）
- □ 常用労働者(１週間の所定労働時間 30 時間以上のパートタイム労働者含む)として就業している方、個人事業を営んでいる方又はテレワークで引き続き移住元の業務を行う方
- □ 他の公的制度による家賃助成を受けていない方
- □ 勤務する事業所の人事異動などにより、市外へ転出する見込みがない方
- □ 市税を滞納していない方
- □ 国家公務員及び地方公務員でない方

申請期日 **糸魚川市に住所を有した日から 180 日以内**

新潟県　糸魚川市（いといがわし）　**総務部　企画定住課　地域振興係**

住所　新潟県糸魚川市一の宮１丁目２番５号

TEL　025-552-1511㈹

E-mail　kikaku@city.itoigawa.lg.jp

ホームページ　https://www.city.itoigawa.lg.jp/

令和５年４月１日

補助金申請の手続き

1　交付申請

«提出書類»

① 補助金交付申請書（様式第１号）

② 常用労働者、テレワーカー…就労証明書（様式第２号）
個人事業主…開業・廃業届の写し又は営業が証明できる書類

③ 世帯全員の住民票の写し（２年目以降は、省略できます。）

④ 賃貸借契約書の写し又は賃貸住宅家賃が分かるもの

受理・審査後、交付決定通知書（または不交付決定通知書）を送付します。

2　概算払請求　10 月 20 日までに提出

交付決定のあった月以降～９月までの間に支払った家賃がある場合

«提出書類»

① 概算払請求書（様式第３号）

② 家賃納入証明書（様式第４号）

➡ 補助金振込

3　実績報告　3 月 31 日までに提出

«提出書類»

① 実績報告書（様式第５号）

② 家賃納入証明書（様式第４号）

（③ 就労先に変更がある場合・・・就労証明書　等）

➡ 補助金振込

4　翌年度の補助金交付申請　4 月 30 日までに提出

年度ごとに１～３の手続きを繰り返します。

【交付予定期間　最大 24 か月】

初年度…	年	月～	年	月（	か月）
次年度…	年	月～	年	月（	か月）
	年	月～	年	月（	か月）

※　申請者が違っても、この補助金の交付を現に受けている世帯又は既に受けた世帯の方は、新たに補助金の交付を受けることができません。

※　補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったときや補助対象者の要件を満たさなくなったときは、補助金交付の決定を取り消す場合があります。また、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

«用語の説明»

※１　**UI ターン者**　定住する意思をもって市外から糸魚川市に転入して住民登録をした者をいう。

※２　**賃 貸 住 宅**　一戸建て住宅又は集合住宅で、当該賃貸住宅の所有者との賃貸借契約により当該賃貸住宅の賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、公営住宅又は社宅、官舎、寮等の給与住宅を除く。

※３　**子育て世帯**　出生した日から満 18 歳に達した日以後の最初の３月末日までの間にある者が同一世帯にいる世帯をいう。